

さいたま地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消請求事件
国側当事者・国(越谷税務署長)
平成23年8月31日棄却・控訴

判 決

原告	甲
上記訴訟代理人弁護士	中村 隆
被告	国
上記代表者法務大臣	江田 五月
処分行政庁	越谷税務署長 杉山 秀夫
被告指定代理人	大口 紋世
同	西田 昭夫
同	岡田 智辰
同	増村 高志
同	大河原 照男
同	金子 文彦
同	飯嶋 宏
同	丹羽 一浩
同	竹田 富雄
同	川島 京子

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

原告の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの年度について、越谷税務署長のした次の処分のうち、総所得金額2591万5771円、納付税額110万0400円を超える部分を取り消す。

平成21年8月26日付「平成19年分所得税の更正／加算税の賦課決定通知書」をもって、別表のとおり所得税額を更正し、過少申告加算税を賦課した更正決定処分

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、越谷税務署長が原告に対し平成21年8月26日付けで行った平成19年分所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(本件更正処分等)について、原告が、社会福祉法人A(A)に対して寄付した金員は所得税法78条2項3号所定の特定寄付金(特定寄付金)と

して控除されるべきであるから、同金員の控除を認めずになされた本件更正処分等は違法であると主張して、本件更正処分等の取消しを求めている事案である。

2 争いのない事実等（証拠により容易に認められる事実については、かっこ内に証拠を示す。）

(1) Aの設立認可に至る経緯

- ア 原告ほか7名は、平成19年5月16日、第1回社会福祉法人A設立発起人会を開催し、以下の事項につき決議した。（争いなし）
- (ア) Aを設立すること。
 - (イ) Aの設立当初の基本財産として、原告から埼玉県越谷市所在のB特定土地区画内●●●街区●、●、●画地の寄付を受けること。
 - (ウ) 建築自己資金及び設立当初の運転資金として、原告から2億円の寄付金を受けること。
 - (エ) 原告との間で上記(イ)及び(ウ)を内容とする贈与契約（本件贈与契約）を締結すること。
 - (オ) 本件贈与契約の締結に際し、発起人の一人である乙をAの特別代理人として選任し、同契約の締結に関する一切の権限を同人に委任すること。
- イ 原告は、平成19年5月18日、Aの特別代理人である乙との間で本件贈与契約を締結し、同契約に係る契約書（甲1）を取り交わした。（争いなし）
- ウ 原告は、Aの設立代表者として、平成19年9月11日付けで、法人の名称を「社会福祉法人A」、主たる事務所の所在地を埼玉県越谷市B●●●街区●、設立者又は設立代表者を原告、事業の種類を第二種社会福祉事業「(仮称)C保育園」、基本財産を1億7873万5884円、運用財産を2億円と記載した社会福祉法人設立許可申請書（乙4）を埼玉県知事に提出した。原告は、上記申請書に、Aが設置経営する「(仮称)C保育園」の建物については、完成後速やかにAの基本財産に編入することを誓約する旨の「基本財産編入誓約書」と題する書面及び本件贈与契約に係る契約書の写しを添付した。（争いなし）
- エ 埼玉県知事は、平成19年12月19日付けで、社会福祉法32条の規定によりAの設立を認可した（本件認可）。（争いなし）

(2) 本件贈与契約に基づく金員の払込

- ア 原告は、平成19年12月21日、株式会社D銀行越谷支店において、預金名義を「A理事長原告」とし、住所を原告の住所地とする普通預金口座（本件口座）を開設した。（争いなし）
- イ 原告は、本件贈与契約に基づき、平成19年12月21日に1万円を、さらに同月26日には1億6800万円を本件口座にそれぞれ払い込んだ（上記1万円及び1億6800万円を合わせて「本件金員」という。）。（争いなし）

(3) Aの設立

Aは、平成19年12月28日、主たる事務所の所在地を埼玉県越谷市、目的及び事業を第二種社会福祉事業「保育所C保育園の設置経営」、資産の総額を3億7873万5884円として設立登記がされ、社会福祉法34条により、同日をもって法人格を取得した。（争いなし）

(4) 本件更正処分等の経緯

ア 原告は、平成19年度の所得税の確定申告に際し、Aに寄付した本件金員が特定寄付金に該当するとして、所得税法78条1項に基づき寄付金控除額を1467万8413円と算出し、納付すべき税額を110万0400円とする確定申告をした。（争いなし）

イ 越谷税務署長は、平成21年8月26日付けで、本件金員は特定寄付金に該当しないとして寄付金控除額を0円とし、納付すべき税額を643万1300円とする更正処分をし、同更正処分により発生した不足申告額に対し、過少申告加算税62万5500円の賦課決定をした（本件更正処分等）。（争いなし）

ウ 原告は、本件更正処分等を不服として、平成21年10月1日、越谷税務署長に対し異議申立てをした。

越谷税務署長は、同年11月9日、Aが設立されたのは平成19年12月28日であるところ、本件金員の交付は設立中の法人に対して行われたものと認められるため、所得税法78条2項各号に該当しないから、特定寄付金に該当せず、原告の平成19年分の所得税の計算上寄付金控除の適用はなく、本件更正処分等は適法であるとして、上記異議申立てを棄却する決定をした（甲3）。

エ 原告は、これを不服として、平成21年12月4日、国税不服審判所長に対し審査請求をした。

国税不服審判所長は、平成22年6月8日、上記審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（甲4）。

オ 原告は、平成22年12月3日、本件訴えを提起した。

3 争点

本件金員が特定寄付金に当たるか否か。

4 争点に対する当事者の主張

（被告の主張）

(1) 社会福祉法人であるAは、平成19年12月19日に埼玉県知事から設立の認可を受け、同月28日に設立登記され、同日に設立されたこととなる。そして、Aが原告宛てに発行した本件金員に係る領収書（乙7）の発行年月日が平成19年12月26日とされていること等からすると、原告は同日までに本件金員を支出したといえるから、原告がAの設立後に同会に対して本件金員を支出したとは認められない。そして、所得税法78条2項3号が定める特定公益増進法人に対する寄付金は、設立後の法人に対してした寄付金に限られるから、本件金員は同号所定の特定寄付金に当たらない。

なお、本件金員は、同法78条2項1号又は2号所定の寄付金にも該当しない。

したがって、本件金員は、寄付金控除の対象とはならない。

(2) 原告は、設立前の法人ではなく、Aへ寄付する意思で本件金員を支出した旨主張するが、原告がAに寄付する意思で本件金員を支出したとしても、特定寄付金に該当するか否かは寄付の意思の有無で判断すべきものではないし、本件金員はAの設立後に支出されたものではないから、特定寄付金には該当しない。

(3) 原告は、本件口座の名義人は設立前の法人ではなくむしろ原告と解釈すべきである旨主張するが、本件口座は、原告が平成19年12月19日付けで埼玉県知事からAの設立の認可を受けたことを受けて開設した口座であり、届出印も原告個人の印ではなく「社会福祉法人A理事長」の印が使用されており（乙9）、また、Aの設立後も引き続きAにおいて本件口座が使用されていることを併せ考えれば、本件口座が原告の口座であるとはいえない。本件口座が原告の口座であることを前提とする原告の主張はいずれも失当である。

(4) 所得税法78条所定の寄付金控除の趣旨は、税制上の優遇措置であるから、特定寄付金の

範囲は、真に政策的支援にふさわしい公益的な非営利法人を厳格に絞り込む必要があり、その範囲を拡張して解釈すべきではない。

(原告の主張)

- (1) 原告は、本件贈与契約に基づき本件金員をAに寄付したものである。原告は、ことさら設立前の法人に本件金員を寄付したのではなく、Aに寄付する際に、平成19年12月19日に設立認可を受けたAの銀行口座とするつもりで同月21日付けで本件口座を開設し、Aに寄付する意思のもとに、同日及び同月26日付けで同口座に本件金員を払い込んだ。
- (2) 本件金員を本件口座に入金するときに、Aが設立されていなかったのであるとすれば、原告による上記入金は、設立前の法人に対する寄付ではなく、設立後のAへの寄付のために一時本件金員を本件口座に預託ないし一時預けしたものと解釈されるべきである。そして、本件金員は、Aの設立時に、本件口座を経由して、本件口座がAの口座となった時点でAに寄付されることとなったのであるから、本件金員の寄付が完了したのは本件口座の名義人がAとなった平成19年12月28日である。
- (3) また、Aの設立が平成19年12月28日であり、それまで法人として存在していないとするならば、本件口座は設立前の法人ではなくむしろ原告に帰属すると解釈すべきである。そうすると、原告による本件口座への入金は、設立前の法人への寄付ではなく原告の別口座への入金であり、本件金員の寄付の時期は本件口座の名義人がAとなった平成19年12月28日と解釈できる。
- (4) 本件口座は、設立前の法人の口座とも解釈できるものの、原告の口座とも解釈できる状態であったところ、本件口座の名義人について、敢えて設立前の法人という概念を用いて本件金員の入金を設立前の法人への寄付とするのは、原告の意思にもAの意思にも反し、特定寄付金の制度趣旨にも反した解釈であって合理性に欠ける。
- (5) 以上によれば、本件金員は、特定寄付金に該当し、寄付金控除を受ける。

第3 当裁判所の判断

- 1 所得税法78条所定の寄付金控除の制度は、公益的事業に対する寄付の奨励を目的とするものであるところ、これを無制限に認めると種々の弊害が生じるためその適用範囲は厳格に定められており、同条2項3号が特定公益増進法人に対する寄付金について「別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人」と規定して寄付の対象を限定していることからすると、設立前の法人に対する寄付金を除外する趣旨であると解される。このことは、同項2号においてはかっこ書で法人の設立のためにされる寄付金その他の法人の設立前にされる寄付金を含むことが明示されていることとの対比からも明らかである。実際上も、設立前の特定公益増進法人に対する寄付について寄付金控除を認めることは、当該寄付が真実当該法人の設立ないし設立後の公益事業のためになされたものか否かの判定が困難となり、ひいては不誠実な納税者による制度濫用の危険を招来することになるから妥当でない。

したがって、所得税法78条2項3号所定の特定寄付金は、設立後の法人に対する寄付金に限られ、設立前の法人に対する寄付金を含まないと解するのが相当である。

- 2 これを本件についてみるに、争いのない事実等及び証拠(乙7)によれば、原告は、本件贈与契約に基づき、平成19年12月21日及び同月26日、本件口座に合計1億6801万円の本件金員を払い込んだこと、その後同月28日付けでAの設立登記がされ、これによりAが設立されたことが認められる。

そうすると、本件金員が寄付されたのはAの設立前ということが出来るから、本件金員は設立前の法人に対する寄付として、特定寄付金に当たらず、寄付金控除の対象にはならないことになる。

3 原告は、本件金員は設立後のAへの寄付のために一時的に本件口座に預託ないし一時預けしたものである、あるいは、本件口座は原告の口座であると主張し、本件金員の寄付が完了したのは本件口座がAの設立によりAの口座となった平成19年12月28日であると主張する。

しかし、本件口座は、Aの設立後はそのままAの口座として使用されていること（弁論の全趣旨）、開設時の届出印も原告個人のものではなく「社会福祉法人A理事長」の印が使用されていること（乙9）からすれば、原告個人の口座であるとする原告の主張は採用できない。そして、原告はAの設立認可の申請に当たり、設立時の資産として本件贈与契約に係る2億円等を計上しており（乙4）、Aの設立時の財産はすべて本件贈与契約に係る原告の寄付で構成されていると考えられること（甲3別紙7、乙3、4、6）からすると、本件金員は、A設立の前提となっているということが出来るから、法人格生成中のAによってその設立前に取得され、設立後もそのまま引き継がれたものといえる。そうすると、原告による本件金員の寄付は、上記設立前のAが取得した時点で完了していると認められ、本件金員の寄付の時期についてAが法人格を取得した平成19年12月28日であるとする原告の主張も採用できない。

4 したがって、本件金員は設立前の法人に対してなされた、設立のための寄付金といえるから、所得税法78条2項3号所定の特定寄付金に当たらず、寄付金控除は適用されない。なお、本件金員は、同項1号又は2号の寄付金にも該当しない。

第4 結論

以上によれば、本件金員について寄付金控除の規定の適用はなく、これを前提としてなされた本件更正処分等は適法である。

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 原 啓一郎

裁判官 古河 謙一

裁判官 高部 祐未

別表 省略